

これは写しです。

平成19年11月30日

大山崎町長 真 鍋 宗 平 様

京都府営水道と大山崎町水道事業に係る京都府の考え方について（回答）

平素は、京都府営水道事業の経営について、格別の御配慮をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成19年11月5日付け9大山水第55号により照会のありましたことについて、下記のとおり回答いたします。

なお、基本水量は関係市町の真摯な要請に基づき整備された乙訓浄水場に係る建設費等の負担について、関係市町と府が誠意をもって協議し、合意されたものであります。大山崎町においても、こうした公共団体間の関係に基づいて行動していただく必要があるものと考えております。

また、上水道事業会計の経営健全化に向けては、向日市及び長岡京市においては、各市の浄水場を1箇所に集約するなどの合理化努力を行うとともに、府としましても供給料金の見直し等を検討するなど、双方が努力しているところであります。

このような中で、「大山崎町の基本水量を引き下げるための負担を誰が負うことが適切であるか」との前回の照会に対し、貴職からは「府の責任と権限において適切に調整されることを求める」との回答をいただくとともに、併せて、「町に対してどのような努力を求めておられますか」との質問をされましたが、このことは、昨日開催されました京都府営水道事業経営懇談会での議論にもありましたように、これまで関係市町と府が積み上げてきた合意内容に対し貴町の責任を有する姿勢が伺えず、更に上水道事業の経営健全化に向けた自らの合理化努力が不十分なのではないかと考えます。

記

1 貴職とは、2月の事前協議を含め、「京都府営水道の供給料金等に関する条例」（以下「条例」という。）第2条第1項に規定する給水の申込みに関する同条第2項に規定する協議を真撃に行っているところです。

2(1) 条例第2条第1項に規定する「申込み」は、市町が知事に毎年行うこととされており、同条第2項に規定する「協議」は、給水申込みを受けたときに知事が当該市町と行うこととされ、「決定」は、一日当たりの最大の給水量（基本水量）を定め、給水の申込者である市町に対し、知事がその決定した基本水量を「通知」という手続であります。

(2) 一方、「京都府営水道乙訓浄水場（仮称）に係る施設整備等に関する協定書」（平成10年3月30日締結。以下「協定書」という。）において受水市町間の負担割合に基づいて配分量が定められたところであり、予め貴町を含む受水市町と合意の上、条例第2条第1項に規定する「申込み」に当たっては、協定書で定められた配分量により行うとともに、「協議」についても、協定書どおりの水量の「申込み」である場合には、同条第2項に規定する「協議」が整ったものとして取り扱ってきたところであります。

なお、今回の貴町からの「申込み」は、従来の合意内容に異なるものであるため、協定書に従った水量を引き受けていただくよう「協議」を真摯に行っているものであります。

3 京都府が実施している用水供給事業は、地元市町からの要望を受け、安定的に供給するため、長期的視点に立って先行的な投資として施設整備を行い、受水市町にその投資費用を分担していただくことにより、安心安全な給水体制を運営維持しているものであります。

一方、貴町だけではなく、府営水道に係る受水市町の水道会計が厳しい状況にあることは認識しており、大変心配しておりますが、受水市町の水道会計の健全化を図るためには、府と受水市町が協力することによりコスト削減や経営改善の努力が図られるべきと認識しています。

4 貴町上水道事業の経営健全化を図るためには、貴町のコスト削減や経営改善のための努力とともに府も必要に応じて支援するなど、双方努力することにより水道事業の経営改善が図られると認識しております。

向日市及び長岡京市においては、府も参画している上水道事業経営健全化検討会において、両市が設置している浄水場を集約するなどの経営健全化計画を策定することとされており、貴町においても同検討会に参加され、コスト削減や経営改善に向けて検討されることが大変重要と考えており、府としては、貴町に対し、これまでから同検討会への参加について要請しているところであります。